## 1 対象団体

補助の対象となる団体は、次の「要件1」と「要件2」の全てを満たす団体です。

## 【要件1】市民活動団体であること(条例第2条)

福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動(不特定かつ 多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものに限る。)のうち、規則で定める分野 の活動を行うことを主たる目的とする団体(団体を構成する者の相互扶助を図り、又はその者 の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められる団体を除く。)であって、営利を目的とせず、次の(r)~(r)0 の全てに該当するもの。

- (ア)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- → 宗教上の教えを広める、宗教上のルールに従って行われる儀式や行事を行う、教義を学ばせ理解 させようとすることを団体活動の主たる目的としている場合は申請できません。
- (イ)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- → 共産主義、社会主義、資本主義のように、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則 を推進したり、支持したり、反対することを団体活動の主たる目的としている場合は申請できません。
- (ウ)特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対 することを目的とするものでないこと
- → 国会議員、地方公共団体の議会議員又は首長の職の候補者等である「人」や「政党」について、 選挙において当選させたり、落選させたりするようなこと。例えば、特定の候補者を推薦する後援 会活動を行ったり、特定の政党を応援したりするなどの選挙運動を行うことを団体活動の目的と している場合は申請できません。これは(ア)、(イ)と違い、従たる目的としている場合でも申請で きません。

## ※規則で定める20の分野

(1) 保健、医療又は福祉の増進	(II) 国際協力
(2) 社会教育の推進	(12) 男女共同参画社会の形成の促進
(3) まちづくりの推進	(3) 子どもの健全育成
(4) 観光の振興	(4) 情報化社会の発展
(5) 農業又は水産業の振興	(15) 科学技術の振興
(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	(16) 経済活動の活性化
(7) 環境の保全	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援
(8) 災害救援活動	(18) 消費者の保護
(9) 地域の安全の確保	(19) 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援
(10) 人権の擁護又は平和の推進	(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野

## 【要件2】 次に掲げる要件を全て満たすこと(条例第3条)

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内において活動をしていること
- (2) 市民活動団体の目的、名称、その行う活動の種類及び活動に係る事業の種類その他規則で定める事項を記載した規約、会則、定款等(以下「規約等」という。)を有していること(P.19参照)
- (3) 5人以上の者で構成されていること
- (4) 申請書の提出時において、I事業年度以上継続して活動していること(任意団体から NPO 法人に組織を変更した場合は前身となる団体が要件を満たしていれば可)
- (5) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- (7) 申請書の提出に係る年度から起算して5年以内に、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことにより当該決定の全部又は一部を取り消されていないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第6号に規定する暴力団員及び市川市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者が市民活動団体の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する者として当該市民活動団体の事業活動の支配をしていないこと